

専決処分の報告について

契約の一部変更（金額変更）について、その変更が議会の議決を経た契約金額の1割以内の増額又は減額で、かつ、その増減額が3,000万円を超えない額であるため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、平成28年10月4日議決「市長において専決処分にすることができる事項の指定について」により指定された工事請負契約金額の変更について、市長の専決処分事項として次のとおり専決処分をしたので報告します。

1. 契約件名 新図書館新築工事（建築工事）
2. 契約年月日 令和7年5月14日
3. 受注者 株式会社 田中建設
4. 変更内容 当初 663,300,000円（消費税及び地方消費税を含む。）
 変更 683,488,300円（消費税及び地方消費税を含む。）
 増額 20,188,300円
5. 変更理由 掘削工事の際に事前に把握されていない地中埋設物があり、これの撤去・搬出のための増額となる。さらには急激な物価高騰等の影響で賃金や材料費が上昇することによりインフレスライドを行う必要が生じたため、契約金額を変更するもの。
6. 専決処分日 令和8年5月1日